江戸川区公共工事年度発注見通し公表実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月法律第127号）第７条の規定により、公共工事の新年度発注見通しについて公表手続を定めるとともに、個別工事の発注についての公表手続を規定することを目的とする。

（対象）

第２条　この要綱の対象となる工事は次のとおりとする。

（１）　土木、建築及び設備その他工事

（２）　その他総務部長が必要と認めるもの

（公表の方法）

第３条　公共工事の新年度発注見通しについては、前年度２月末日までに工事主管部長が総務部長に公表依頼をすることとする。また、公表した内容を変更するときは、遅滞なく総務部長に連絡しなければならない。この場合において、総務部長は予算可決後速やかに公表することとし、公表内容については政令によるものとする。

２　公表は閲覧により毎年度２回行う。閲覧場所は、契約課において行うものとする。

３　個別工事の公表は、工事等発注票により行うものとする。

一部改正〔令和７年要綱83号〕

（特例）

第４条　緊急工事など特例の取扱いを必要とする公共工事については、この要綱を適用しないことができる。

付　則

この要綱は、平成13年５月１日から施行する。

付　則（令和７年４月１日要綱第83号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。